

厚生労働科学研究費補助金（健康安全・危機管理総合研究事業）
分担研究報告書

BCテロ対応と化学・爆弾等重大事案（事件）に対する机上シミュレーションによる
訓練・対応手法の整合性に関する研究

研究分担者 河本志朗 日本大学危機管理学部 教授

研究要旨

“化学・爆弾テロなど特殊事件における迅速でより安全な新たなプレホスピタル対応手法を開発し施策として提案すること”が本研究の目的である。H29年度はこうした特殊事件に対応する関係機関が策定している国民保護計画の内容を精査することにより、事態対処医療を包含した化学・爆弾テロ等重大事案（事件）に対する関係機関の緊密な連携による対応手法を検討した。本分担研究では特にこうした特殊事件のファーストレスポnderの一つであり、かつ事件の捜査を行う唯一の機関として独特の性格を持つ警察機関について、「警察庁国民保護計画」について精査を行い、捜査機関として現場における初動捜査の必要性について警察関係者による文献の研究を行った。それを「平成28年度消防機関におけるNBC等大規模テロ災害時における対応能力の高度化に関する検討報告書 第IV編 爆弾テロ災害時における消防機関が行う活動マニュアル」の概要に関する総務省消防庁の報道発表（内容については非公開）と照合しつつ、CBRNE（化学・生物・放射性物質・核・爆発物）テロ・災害における関係機関、特に警察機関と消防機関との連携活動における留意事項、連絡体制、初動の動き等の内容を統合するうえで必要な項目を整理した。本研究報告は想定される関係機関の動きから検討したものであって、必ずしも関係省庁の考え、実際の動きと同等であることを保証しているものではないが、警察庁作成の国民保護計画や警察関係者による文献との整合性を図っているため内容の妥当性はある。他の報告書等を加えて統合することで、CBRNEテロ・災害時のプレホスピタルにおける対応手法の基本にするとともに、訓練等で活用できるツールの活用につなげることが肝要と考えられる。

A. 研究目的

平成29年度厚生労働科学研究費補助金
（健康安全・危機管理対策総合研究事業）
「化学・爆弾テロ等重大事案（事件）に対する机上シミュレーションによる訓練・対応手法検討に関する研究」の目的は、“化学・爆弾テロなど特殊事件における迅速でより安全な新たなプレホスピタル対応手法を開発し施

策として提案すること”である。3か年計画の中で、H29年度においては、警察庁が国民保護法に基づいて作成している国民保護計画、総務省消防庁が取りまとめた「平成28年度消防機関におけるNBC等大規模テロ災害時における対応能力の高度化に関する検討報告書」、CBRNE事案における具体的な活動の在り方を論じている警察関連文献等を

整理・分析して、事態対処医療を包含した化学・爆弾テロ等重大事案（事件）に対して関係機関が連携した対応手法を検討した。本報告では、特に警察庁が作成した国民保護計画及び警察関係者による捜査活動の指針を示唆する文献について重点的に精査分析することにより、警察と関係機関、特に消防機関との連携活動における留意事項、連絡体制、初動措置の動きの在り方などについての検討を行った。

B. 研究方法

警察庁が国民保護法に基づいて作成した

「国家公安委員会・警察庁国民保護計画」、総務省消防庁が取りまとめ、平成29年3月22日の放送発表により概要が明らかとなった「平成28年度消防機関におけるNBC等大規模テロ災害時における対応能力の高度化に関する検討報告書 第IV編 爆弾テロ災害時における消防機関が行う活動マニュアル」（詳細については非公開）、警察関連雑誌に掲載された論文「殺人事件等を始めとする重要事件発生時における初動捜査要領」『Keisatsu koron』71巻12号（中澤宏之、2016年）及び「NBCテロに対する関係機関と連携した取り組み」『警察学論集』第58巻4号（三浦潔、2005年）について精査・分析することにより CBRN テロ・災害時における関係機関が連携した対応活動の留意事項、連絡体制、初動措置の動きなどをとりまとめ、化学・爆弾テロ等重大事案（事件）に対する机上シミュレーションによる訓練・対応手法を検討するうえで参考となる留意事項をまとめ、他の報告書等との整合性を比較しやすいよう整理した。（倫理面への配慮）

本研究において研究対象者は存在しないため、人権擁護上の配慮、不利益・危険性の排除や説明と同意は不要である。また、動

物実験も行わないため動物愛護上の配慮も不要である。

C. 研究結果

CBRNE テロ・災害における警察の活動

I. 国家公安委員会・警察庁国民保護計画

国民保護法第33条は、政府が国民保護措置の実施にあらかじめ定める「国民の保護に関する基本指針」に基づいて、指定行政機関の長が所掌事務に関して国民の保護に関する計画を策定することを義務付けている。事態対処法施行令第1条により指定行政機関に指定されている国家公安委員会及び警察庁はこれに基づいて2005年10月28日に「国家公安委員会・警察庁国民保護計画」を策定している。同計画には、国家公安委員会、警察庁及び都道府県警察が行う国民保護措置の具体的な実施内容が記載されている。この実施内容には国の組織である国家公安委員会及び警察庁の実施する内容のみならず、現場において具体的な措置を実施する立場にある都道府県警察が実施すべき措置についても規定されている。国民保護措置は我が国に対する武力攻撃事態が発生するか発生する危険がある場合に発動されるほか、本報告書の研究対象である CBRNE テロなど大規模テロ等が発生したような緊急対処事態においては、緊急対処保護措置としてこれらの事項に準じた措置が実施されることとなる。

II. 警察が実施する国民保護措置の内容

1. 警報等に係る措置

武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、事態対策本部長（以下、「対策本部長」という）たる総理大臣は警報を発令することとされており、この警報の通知を受けた警察庁は直ちに都道府県警察にこれを通知する。警報の内容を受けた

都道府県警察は、市町村長と協力して交番、駐在所、パトカー等の勤務員が拡声機や標示を活用するなどして、住民に警報の内容の伝達を的確かつ迅速に行うよう努める。

2. 住民の避難

(1) 都道府県警察は、都道府県知事から避難の指示の通知を受けたときは、警報の場合に準じて、市町村と協力して住民に避難の指示の内容の伝達を的確かつ迅速に行うよう努める。

(2) 都道府県警察は、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう、交通規制、秩序の維持、ヘリコプターテレビシステムによる情報収集等の必要な措置を講ずる。

(3) 都道府県警察は、避難住民の誘導を行うに際しては、地方公共団体、海上保安庁、自衛隊等との間で適切な役割分担を行うとともに、交通規制等により避難経路の確保と秩序立った避難の実施を図る。

(4) 警察官は、避難住民を誘導する場合において、混雑等から生ずる危険を未然に防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示を行う。

(5) 都道府県警察は、病院、障害者福祉施設等、自ら避難することが困難な者が滞在している施設において、施設の管理者及び市町村だけではその十分な輸送手段を確保することができない場合は、ヘリコプター等による輸送支援を行う。

(6) 要避難地域及び避難先地域において、都道府県警察は、自主防犯組織等と連携しつつ、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行う。また、避難所等の定期的な巡回等を行い、住民の安全確保、犯罪の予防等に努めるほか、多数の者が利用する施設の管理者に対し警備の強化を要請するなどして、

当該施設の安全の確保に努める。

3. 被災者の捜索及び救出

(1) 都道府県警察は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員に武力攻撃災害による被害の状況に関する情報の収集に当たらせるとともに、ヘリコプター、船舶等を活用して被災者の捜索及び救出活動に当たらせる。

(2) 都道府県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させるとともに、被害が大規模な場合は、警察庁は、警察災害派遣隊の派遣等の広域的な応援のための措置を実施する。

(3) 都道府県警察は、医師、看護師等で構成する救護班の緊急輸送又は傷病者の搬送について協力を求められた場合においては、パトカーでの先導、緊急通行車両標章の交付等、特段の配慮を行う。

(4) 都道府県警察は、地方公共団体及び医療機関と協力し、死者の身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等に努めるものとする。

(5) 科学警察研究所は、都道府県警察等の実施する化学剤、生物剤等の検知に関し必要な協力を行う。

4. 生活関連等施設の安全確保

(1) 警察庁は、生活関連等施設、すなわち発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設の管理者に対し、当該生活関連等施設の安全の確保のため必要な措置を講ずるよう要請を行う。

(2) 警察庁及び都道府県警察は、上記の要請に応じて必要な措置を講じようとする生活関連等施設の管理者、指定行政機関の長等から支援の求めを受けた場合には、指導、助言、警察官の派遣等必要な支援を行うよう努める

ものとする。また、自ら必要があると認めるときは、支援を行う。

(3)都道府県公安委員会は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、都道府県知事から要請があったとき、又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、立入制限区域を指定し、状況に応じてその範囲を変更するものとする。この場合において、都道府県公安委員会は、都道府県の公報への掲載、報道発表等によりその旨を住民に周知させるとともに、警察官は、ロープや標示の設置等により、立入制限区域、立入りを制限する期間等を明らかにするよう努める。

(4)警察庁及び都道府県警察は、武力攻撃事態等において、原子炉の運転停止が行われるに当たり、関係行政機関及び原子力事業者と緊密に連携し、施設及び運転要員の安全確保に努める。

5. NBC 攻撃等による災害への対処

(1)都道府県警察は、NBC 攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃）等による災害に際し、都道府県知事から汚染の拡大を防止するための措置を迅速に講ずる必要があるとして必要な協力について要請がなされたときは、必要に応じ、放射性物質等により汚染された疑いのある物件の廃棄や汚染された疑いのある建物の封鎖等の措置を講ずる。

(2)NBC 攻撃等による汚染が生じた場合、都道府県警察は、防護服の着用、ワクチンの接種、被ばく線量の管理等職員の安全を図るための措置を講じた上で、迅速に避難誘導、救助・救急活動、汚染範囲の特定等を行う。特に、化学物質による汚染の場合には、除染活動に努める。

(3)警察官は、NBC 攻撃等による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合

において、市町村長又は都道府県知事による措置を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するために、警戒区域を設定し、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該警戒区域からの退去を命ずる。

6. 緊急対処保護措置

国家公安委員会、警察庁及び都道府県警察は、緊急対処事態においては、緊急対処保護措置として、本計画に定める国民保護措置の事項に準じた措置を実施する。この場合、当該事態を終結させるためにその推移に応じて実施する攻撃の予防、鎮圧その他の措置については、警察が第一義的責任を有していることに留意する。

III. CBRNE テロ・災害発生時における警察の捜査活動

1. 捜査機関としての警察活動

警察が、ともにテロ災害の現場で対処する他の機関と決定的に違うのは、警察が犯罪を捜査する機関でもあるという点である。警察もいうまでもなく我が国の行政機関の一つであり、その任務は警察法第 2 条において「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもつてその責務とする」と規定されている。他方、同じく行政機関の一つである消防の任務について消防組織法第 1 条は、「消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切

に行うことを任務とする」と規定している。ここから分かるのは、テロ災害が発生した場合、警察も消防も国民の生命、身体及び財産を保護することはともに共通する任務であるということである。一方で警察は、「犯罪としてのテロを捜査する」という、消防とは異なる任務を担っていることがわかる。つまり、警察は CBRNE テロ災害が発生した場合には、消防と同様に被害者の救出救助、原因物質の検知・除去、住民の避難誘導等に当たることによって人々の生命、身体及び財産を保護すると同時に、犯罪捜査としての活動を行わなければならない。

CBRNE テロが発生した場合、警察は必要な捜査を行って証拠を集め、犯人を突き止め、犯人を逮捕し、犯行の状況を明らかにして犯罪を立証することにより、犯人がその罪について裁かれることを目指す。しかし、それだけではない。捜査によってテロを実行した組織の実態やその目的、背景、手口などを明らかにして、テロ組織の壊滅を図ることによって同様のテロが再び実行されるのを防止することができるのだ。テロ事件の捜査は、発生した事件の犯人を突き止めて罪を償わせるだけでなく、将来のテロを防止するという意味においても極めて重要な活動なのである。そして、犯罪捜査において極めて重要なのは初動捜査、つまり事件発生直後における現場及び周辺における捜査活動だとされる。その成否はその後の事件解決に大きな影響を与えることになるからだ。CBRNE テロ事件発生直後の現場やその周辺には、犯人はもとより、犯人を特定し、または犯行の様子を明らかにするための証拠物、データ、情報、目撃者などが多数存在しているが、時間の経過とともにそれらは劣化し、あるいは散逸して失われるおそれがある。したがって、早期にそうした証拠を確保し犯人を突き止めるため

に、現場に臨場した警察官には被害者の救出救助を優先しつつも、迅速かつ適切な初動捜査活動を行うといった他の機関にはない任務があるということを理解する必要がある。

2. 具体的な捜査活動

犯罪捜査において重要なのは初動捜査、つまり事件発生直後における現場及び周辺における捜査活動である。その成否はその後の事件解決に大きな影響を与えることになる。CBRNE テロ事件発生直後の現場やその周辺には、犯人を特定し、または犯行の様子を明らかにするための証拠物、情報、目撃者などが存在しているが、時間の経過とともにそれらは劣化し、あるいは散逸して失われるおそれがある。したがって、早期にそうした証拠を確保するために、現場に臨場した警察官には、避難誘導、被害者の救助・救急活動、警戒区域の設定などの措置と同時に、迅速かつ適切な初動捜査活動を行う任務がある。現場における具体的な捜査活動としては次のようなものがあげられる。

(1) 現場保存

現場にはテロに使用された原因物質のみならず、物質拡散のために使用された機器や容器、爆発物が使用された場合はその破片、さらに、それらに付着した犯人の指紋、現場に落下した犯人の毛髪、犯人の遺した足跡といったような物的証拠はもちろん、現場の状況そのものも犯行を立証する重要な証拠として遺されている。こうした証拠が時間の経過や人の立ち入りなどによって劣化し、散逸し、あるいは毀損されるなどして失われないよう、まずは現場を保存することが極めて重要である。

(2) 鑑識活動

テロに使用された原因物質を各種検知器により検知すると同時に、その原因物質を採取して警察または外部の鑑定機関に搬送して特

定する。採取し特定された原因物質は、犯人を特定するうえでの手がかりや犯罪を立証する重要な証拠資料になる。また、現場に残された様々な証拠物件も採取する。爆発物の破片も重要な証拠であり、爆発物容疑物件が残されていた場合は、爆発物処理班がこれを安全に処理するとともに証拠として保全する。

(3) 参考人の確保

発生直後の現場やその周辺には、警察や消防への通報者を含めて、事件の犯人や犯行状況を目撃したり、事件に関する何らかの情報を持ち合わせたりする人物がいる可能性が高い。そうした参考人の持つ様々な情報は捜査を行ううえで大いに役立つ。そうした参考人も時間が経過すれば現場を立ち去ってしまうことから、現場に到着した警察官は早期にそうした参考人を探し出して確保する必要がある。

(4) 事情聴取

確保された参考人のみならず、先着した消防隊員や現場または現場周辺にいた多くの人々から事情をきくことによって、事件の発生前から事件発生にかけての状況をできるだけ明らかにすることが重要である。

IV. CBRNE テロ・災害発生時における警察の救出救助・被害拡大防止活動

現場に到着した警察官は捜査活動を行うと同時に、当然ながら被害者の救出や被害拡大防止のための活動を行わなければならない。具体的には、

- ①テロの原因物質の検知と除去、
- ②検体の採取と鑑定機関への搬送による原因物質の特定、
- ③爆発物容疑物件の捜索、安全な処理、
- ④立ち入り禁止区域の設定、
- ⑤周辺の住民などの避難誘導、
- ⑥負傷者の救出救助、

⑦周辺の交通規制、

⑧広報活動、

⑨被害者や現場活動部隊の除染、

などが主な活動になる。これらの活動の中には、原因物質の検知、検体の採取と鑑定機関への搬送による原因物質の特定、爆発物の処理と証拠としての保全など、警察自身の初動捜査活動と重複する活動も含まれている。また、他の機関との関係では、原因物質の検知、立ち入り禁止区域の設定、避難誘導、負傷者の救出救助、広報などは消防機関や自治体の行う活動と重複するものである。一方で、爆発物容疑物件の捜索や安全な処理など警察の爆発物処理班でなければ行えない活動もある。いずれにしても、これら被害者の救出救助や被害拡大防止の活動は、消防や自治体など現場に臨場した様々な機関との間で相互に緊密な情報共有と連携を確保しながら実施することが求められる。

CBRNE テロ対処における多機関連携

I. CBRNE テロ対処における多機関連携の必要性

CBRNE テロへの対処においては、テロに使用される可能性のある物質の性質やそれが引き起こす危害に関する知識、各種検知器や防護装備の適切な使用、物質の特定、除染活動、医療措置などに関する専門的な技術が必要であることから、対処能力の構築については技術的な観点での議論に重点がおかれている印象がある。しかし、実際にそれらを運用するのは人であり、人の集合体である組織である。CBRNE テロが発生した場合、消防、警察、自衛隊、自治体、救急隊、医療機関など様々な機関が連携して対処に当たることが不可欠であることは言を俟たない。しかしながら、これらの機関はそれぞれが異なった法的根拠、法的権限、組織文化、目的、手続、

装備を持っていることから、そうした様々な違いを乗り越えて緊密に連携することは言うほど容易なことではない。消防や救急は人命救助が一義的な目的であるのに対して、警察は捜査機関として使用された CBRNE 物質などの証拠を保全し、捜査を行って犯人を検挙することが主たる目的であり、自衛隊はといえば本来は戦場における CBRNE 環境の下で長時間戦闘を継続することが目的であるため防護装備や防護の考え方も民間機関とは異なるからだ。さらに指揮命令や通信の系統も別々であり、そもそも機関によっては同じものを意味する用語が異なっていることもある。そうした中で真に多機関の連携を構築するためには、まずは互いにそうした差異があることを十分に理解する必要がある。そのうえで、CBRNE テロに適切に対処するという共通の目標を達成するために必要な各機関の役割、意志決定及び指揮命令系統、通信ネットワーク、具体的な対応要領、などを明確にした計画を協働して策定し、その計画に基づいて関係機関が連携した研修、訓練、演習を繰り返すことが不可欠である。連携した研修、訓練、演習を絶えず繰り返す中でこそ、策定された計画の問題点の抽出と改善が可能となり、各機関のキーパーソン同士の良好な関係を構築することができる。

2013年4月、米国のボストン・マラソンをねらった爆弾テロ事件が発生した。イスラム過激派の扇動によって過激化したとみられるチェチェン系の兄弟2人が、ボストン・マラソンのゴール付近で2個の手製爆弾を爆発させたこの事件では、3人が死亡し264人が負傷した。死亡した3人は現場ですでに死亡していたが、ただちに命に危険のあった30人以上を含めた全ての負傷者は、迅速に病院に分散搬送されて全員が救命された。多数傷病者事案対応の成功例として高く評価される事

件だが、この成功の背景にもボストン市を中心とした長年にわたる多機関の連携に向けた取組があったことを紹介しておきたい。ボストン市では、10年かけて多機関の連携を強化するための情報共有システムを整備し、共通の周波数を持つ無線システムを構築し、これを使用するための無線機を調達して配布し、連邦、マサチューセッツ州、隣接の州、周辺の地域、ボストン市、個別の機関など様々なレベルにおいて数多くの訓練や演習を実施していた。事件発生当時の米連邦緊急事態管理庁のリチャード・セリーノ (Richard Serino) 次長は、この多数傷病者事案対応の成功について「対応が非常にうまくいったのは偶然ではない。長年の計画と協調の結果だ」と述べ、「現場で名刺交換する様な関係では連携などできない」と指摘している。

II. 関係機関連携モデル

1. 警察機関が担う活動と多機関との連携

CBRNE テロ発生現場における関係機関の連携や情報共有のあり方は、『NBC テロその他大量殺傷型テロ対処 現地関係機関連携モデル』に詳細に記述されている。中でも特に警察が重要な役割を担う活動として、

- ①原因物質の検知、
- ②検体の採取と鑑定機関への搬送による原因物質の特定、
- ③現場の安全確保、
- ④交通規制

などがある。

①の現場における原因物質の検知については、警察のみならず消防も同様に実施することになるが、それぞれが実施した検知結果を共有することによってより確度の高い検知結果が得られる。得られた検知結果は最終鑑定の結果が出る前であっても、被害者の処置の参考とするために医療機関や保健所に情報提

供されなくてはならない。

さらに、②の警察が検体を搬送した鑑定機関における物質の特定に当たっては、現場に臨場した消防等の関係機関は、鑑定の参考とするために被害者の病状等に関する情報を警察に提供する必要がある。鑑定の結果、原因物質が特定された場合は被害者に対する適切な医療措置を行うために警察から消防と保健所に連絡することになっている。

③の現場の安全確保については、警察と消防において原因物質の検知を行った結果に基づき、相互に連携してゾーニングや立ち入り禁止区域を設定することになる。

④の交通規制は、ゾーニングや立ち入り禁止区域の設定に基づき、現場に集結する警察や消防の車両、救急車などの動線の確保、道路の交通状況などを勘案して警察と消防など関係機関が連携して適切な規制を行う必要がある。

2. 他機関連携における今後の課題

(1) 関係機関相互の理解の必要性

CBRNE テロを含む大規模テロ等の緊急対処事態の現場において、警察、消防、自治体、自衛隊、医療機関などの関係機関が緊密に連携して対処するうえで重要なことの一つは、それぞれの機関ごとに様々な違いがあることを互いによく理解しておくことである。それぞれの機関は、設置の法的根拠、任務、法的権限、組織文化、通信・指揮命令系統、事案対処のための装備、態勢、能力などが大きく異なっている。それぞれの組織は特有の用語を使用しており、場合によっては同じ用語でも組織によって意味が異なる場合もある。たとえば警察と自衛隊が使用する地図が異なっていたり、同じ「広報」という用語でも両者では意味が違っていたりする例がある。そうした異なる特性を持った複数の機関が、真に連携して緊急対処事態に対処するためには、

まずはそれぞれの違いを互いに十分理解したうえで、どう連携できるかを考える必要がある。そしてそれは、多機関が合同で訓練や演習を繰り返すことによつてのみ達成できる。2020年東京オリンピック・パラリンピックを安全に開催するという国際公約を果たすためにも、今こそそうした取組を強化する必要がある。

(2) 具体的な事案への対処における課題

具体的な事案への対処における警察と他の機関との間における連携や情報共有に関して、2つの課題について検討が必要である。1つは、CBRNE テロの手段として爆発物が使用された場合である。たとえば「ダーティボム」を使用したテロ事件の場合、最初の爆発に対応するために現場に集まった消防や警察などのファーストレスポnderをねらった二次爆発が発生する可能性がある。現場に爆発物容疑物件がないかを確認し、容疑物件があった場合には警察の爆発物処理班がこれを処理して安全を確保しなければならない。その場合、救助隊員が現場に進入して要救助者の救出救助を行うことができるかどうか、安全が確保されているかどうかについての判断は、爆発物に関する専門的知識を有する警察と緊密な情報共有を行ったうえで判断する必要がある。この点については、平成28年度「消防機関におけるNBC等大規模テロ災害時における対応能力の高度化に関する検討会」において新たに取りまとめられた「爆弾テロ災害時における消防機関が行う活動マニュアル」にも、警察機関と災害の実態や二次攻撃の危険性等の情報を早期に共有し、活動に当たっては警察機関と連携し活動することが盛り込まれたところである。今後は、具体的な連携の在り方や情報共有の内容や方法について、双方で協議を重ね、合同での訓練や演習を繰り返す中で構築していく必要がある。

る。

2つめは、CBRNE テロの犯人や事件の背景に関するものなど、警察が保有する捜査情報の共有の在り方が課題になるだろう。たとえば2008年6月に発生した秋葉原無差別殺傷事件では犯人は事件発生から比較的短時間で確保されたが、その情報が現場に伝えられるまでに時間を要したため、現場の消防、救急、DMATの隊員は犯人がまだ周辺にいる可能性を考慮しながらの活動を余儀なくされた。国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所（放医研）が主催し、千葉県警察、千葉市消防局、千葉県、千葉市などが参加した平成28年度のCBRNE災害に関する千葉連携訓練での図上演習のシナリオは、病院から放射性物質を盗み出した男が自宅で爆発物を作るという想定であった。犯人はその事実を突き止めた警察から追われ、駅で警察官に発見されると爆発物1個を爆発させて通行人を負傷させ、さらにもう1個の爆発物容疑物件を投げ捨てた後、警察官によって逮捕される。この想定では、警察は犯人が放射性物質を所持していたことや爆発物を作った可能性を突き止めている。こうした情報を現場で共有することができれば、消防など関係機関は使用されたのはダーティボムであり、投げ捨てられた物件もダーティボムであることを想定して対処することが可能になる。ただし、捜査情報を公にすることによって今後の捜査に支障を来すことがあってはならない。現場での安全確保や適切な対処の必要性と捜査への支障を避ける必要性を勘案しながら、どこまで情報が共有できるか慎重な検討が必要だろう。そのためには、警察とそれ以外の機関の間で、現場対処のためにどのような情報が必要なのか、警察はどこまで情報共有ができるのか、共有するとすればどのような方法が適切なのかについて議論

を重ねる必要がある。

D. 考察

CBRNE テロは、発生した場合の対処が非常に困難であることがその大きな特徴である。第1に、CBRNE物質が密かに撒布・拡散された場合、犯行声明や予告などが無い限りテロ事件の発生そのものを認知することが極めて難しい。化学剤の場合、サリンなど人体への影響に即効性があるものなら人々が倒れ込むなどするため比較的早期に認知される可能性が高いが、それでもCテロなのか他に原因があるのかをただちに判断することは難しい。爆発により放射性物質を拡散させる「ダーティボム」も、単なる爆弾テロなのかRテロなのかの判断は放射線を検知しない限り容易ではない。Bテロの場合、病原体が撒布されて曝露した被害者が発症するまでに潜伏期間があるため、現場で認知することはほぼ不可能である。

第2に、CBRNE テロの発生が認知されたとして、使用された物質を特定できないと対応者が身を守るのに必要な防護衣の種類、適切な除染方法、被害者に求められる医療措置、避難措置の可否と方法などを判断することができない。

第3に、CBRNE テロは現場だけで完結せず、その後に現場以外でも被害を拡大させる可能性がある。地下鉄サリン事件の際に、救護者や医療従事者などが被害者の持ち込んだサリンに曝露して発症したのと同様に、対応に当たる関係者が化学剤、病原体、放射性物質に曝露して二次被害を生み出す可能性がある。また、放射性物質により高い放射線量で汚染された場所は使用が困難となり、長期にわたり経済的損失や社会不安を引き起こす可能性もある。CBRNE テロはCBRNE物質が密かに撒布・拡散された場合、犯行声明や犯行

予告、インテリジェンス情報などが無い限り、テロ事件の発生そのものを認知することが極めて難しい。そして、テロの発生が認知できたとしても使用された物質が特定できなければ、対応者は使用すべき防護衣、被害者に施すべき医療措置、避難措置の方法や方向、除染方法などを判断することができない。そうした対応が遅れたり対応を誤ったりすると、被害者の迅速な救出・救護、医療措置ができず、二次被害により被害を拡大させ、対応者自身にも危険を及ぼす恐れがある。事件の発生の認知と使用された物質の特定を早期に行うことが CBRN テロ対応の要といえる。そのためには、各種検知器を活用したイベント会場及び周辺における化学剤や放射性物質のモニタリング、不審物件の通報などがあつた際に検知器や高性能な分析装置を使用して物質の危険性の判断及び物質の特定ができる体制と機器を準備しておく必要がある。

そのため、こうした対応の困難な CBRNE テロに効果的に対応するために、警察、消防、自衛隊、衛生当局、医療機関、地方公共団体はたとえばそれぞれの国民保護計画等において、こうしたテロへの対応方法をあらかじめ策定している。本研究で取り上げた公安委員会・警察庁国民保護計画においても、警察による CBRNE テロへの対応活動が詳細に記述されていることが分かった。また、これらの計画を踏まえて、必要な装備資器材が整備され、研修・訓練が行われていることが文献研究で明らかとなった。さらに、

CBRNE テロの現場では消防、警察、衛生・医療関係者、地方公共団体が緊密に連携して対応すべきことも明らかとなった。そのため策定された、「NBC テロその他大量殺傷型テロ対応 現地関係機関連携モデル」が効果的な他機関連携を実効あるものにするために

も、本研究で取り上げた「公安委員会・警察庁国民保護計画」で明らかにされた警察による CBRNE テロ対応のための活動事項と

「平成 28 年度消防機関における NBC 等大規模テロ災害時における対応能力の高度化に関する検討報告書」で明らかにされた消防機関の CBRNE テロ対応のマニュアルに盛り込まれた実施事項について、具体的な現場活動に当てはめながら対応させて、それぞれの機関がどのように連携すべきかを整理する必要があること、そしてその際にはそれぞれの機関の法的権限、組織目的、組織文化、指揮命令系統などにおける異なる点を相互に十分認識する必要があることが明らかとなった。

E. 結論

本研究では、CBRNE テロ・災害時における警察機関の活動要領について、国民保護計画や初動捜査の在り方に関する文献研究により明らかにし概説した。現実にかつた事案が発生した場合には、警察、消防、自衛隊、地方公共団体、医療機関等による緊密な連携活動が不可欠であることを考慮すると、「NBC テロその他大量殺傷型テロ対応 現地関係機関連携モデル」の実効性を確保するためには、警察のみならず他の関係機関の対応要領について、それぞれの国民保護計画や対応マニュアルの内容について、それぞれの組織目的や法的権限などを勘案しながら、整合性を担保しつつ、有機的に組み合わせる総合的に対応できるようさらに検討を進める必要がある。

F. 研究発表

1. 論文発表

○河本志朗「警察における国民保護措置」『救急医学』第42巻1号、2018年

2. 学会発表

なし

G. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし